

酪農緊急パワーアップ事業

乳用牛繁殖効率化推進事業(通称:ヌレ子事業)

よくある質問

【支援金の交付対象牛】

問1：乳用種雄子牛の双子の出生のとき、支援金はどうなるのですか？

(答え) 乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金を交付します。

双子で、いずれも雄の場合は、2頭×6,000円/頭となります。

問2：出生した乳用種雌子牛がフリーマーチンのとき、支援金はどうなるのですか？

(答え) 家畜改良事業団が事業実施主体となるヌレ子事業は、独立行政法人家畜改良センターの個体識別情報(届出データ)及び家畜改良事業団が保有する牛群検定情報(牛群検定データ)を活用して、家畜改良事業団が支援金の交付対象となる牛を抽出し、取組主体に通知することとしております。

フリーマーチンは、このいずれのデータでも雄と判別できない(別言すれば、雌と区分されている)ことから支援金交付対象牛となりません。

参照：酪農緊急パワーアップ事業(乳用牛繁殖効率化推進事業)実施要領第2の2

2 支援金交付対象牛等

支援金交付対象牛は、(1)及び(2)の全てを満たす牛とする。

(1) 令和5年4月以降に出生した乳用種雄子牛であり、令和6年2月7日までに独立行政法人家畜改良センターに牛の出生の届出がされており、かつ、牛群検定データに記録されている乳用種雄子牛であること。

(2) 対象となる乳用種雄子牛は、性選別精液又は調整交配用精液の人工授精により生産されているものに限る。



問3：性選別精液を利用した受精卵で雄が生まれた場合、支援金は交付されますか？

(答え) 家畜改良事業団が保有する牛群検定情報（牛群検定データ）に性選別精液を利用した受精卵から出生したことが表示されていれば、支給されません。

問4：流産、死産の場合は、対象となりますか？

(答え) 対象となりません。

この事業は、性選別精液又は調整交配用精液を用いて生産された乳用種雄子牛であって、牛個体識別台帳に出生届が記録された乳用種雄子牛のみを対象とします。

問5-a：牛群検定に加入している酪農経営体であって、預託先で性選別精液等により種付けをした結果、乳用種雄子牛が生まれた場合、補助対象になりますか？

また、性選別精液等により種付けをした初妊牛を導入した結果、乳用種雄子牛が生まれた場合はどうですか？

(答え) 補助対象になります。

この場合、性選別精液等の利用に係る牛群検定データの追加及び反映が必要になります。その結果、参加申込書の提出があった酪農経営体において、当該牛が、令和5年4月1日以降に生まれ、令和6年2月7日までに独立行政法人家畜改良センターの牛の出生の届出がなされ、かつ、牛群検定データに記録されていることで補助要件が満たされるのです。

問5-b：非検定の酪農経営体で飼養され、性選別精液を活用して授精した親牛が、検定参加の酪農経営体へ譲渡された場合、譲渡後の検定参加酪農経営体の当該親牛から生まれた乳用種雄子牛は支援金の交付対象牛となりますか？

(答え) 支援金の交付対象牛になります。

このヌレ子事業は、検定参加酪農経営体の牛群検定データに顕現された情報で交付対象牛を整理します。牛群検定データでは、検定に参加していなかった酪農経営体の牛の情報も修正申告できます。修正申告を行う際は、授精証明書を確認の上申請してください。そのスケジュールは、問6と同じ対応になります。

問6：性選別精液等により生まれた乳用種雄子牛に係る牛群検定データに誤謬があった場合、牛群検定データの修正は、いつまでに行う必要がありますか？

(答え) 誤謬を発見した場合、すみやかに、その都度、牛群検定データの修正申告を行ってください。紙媒体で行われる修正を、データ処理するのにかなりの時間を要するとともに、この事業は、支援金の交付対象牛の確認を問5のとおり行います。したがって、家畜改良事業団での確認行為の日数を勘案し、原則として、令和5年12月28日を修正申告の最終期限日とします。これに間に合わなかったときは、補助対象になりません。

問7：牛群検定の繁殖の状況欄（授精情報・交配種雄牛略号）への入力の際、“SX”等の情報登録にエラーが出た場合、牛群検定データの修正申告で対応できますか？

(答え) 対応できます。

この事業は、交配種雄牛略号で補助要件を確認するので、登録が重要な作業になります。問6と同じ考え方及び作業になりますので、その修正に係る期限について十分注意してください。

(正確な略号を入力すれば、登録エラーになりません。性選別精液も同じです。入力する欄は、ハンディターミナル (HT) では種雄牛略号、パーソナルコンピュータ (PC) では、種雄牛と表示された欄です。)

問8：検定参加の酪農経営体で令和4年9月に性選別精液を活用して授精し、その後、令和5年度に入って乳用種雄子牛が生まれた。この場合、当該親牛を牛群検定から除籍した場合、この乳用種雄子牛は、支援金の交付対象牛になりますか？

(答え) 支援金の交付対象牛になります。

ただし、この酪農経営体が継続して牛群検定に参加していることが必要です。酪農経営体そのものが、牛群検定から外れたら対象外です。



問 9：対象となる乳用種雄子牛の品種は具体的に何ですか？

(答え) ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種、ガンジー種、エアシャー種、ブリティッシュフリー種、その他乳用種（乳用種間の交雑種を含む）です。

問 10：検定参加の酪農経営体で、未經産登録している牛から、性選別精液を使用して乳用種雄子牛が生まれた時は補助対象牛になりますか？

また、未經産登録していなかった牛から、性選別精液を使用して乳用種雄子牛が生まれた時は補助対象牛になりますか？

(答え) いずれも補助対象牛になります。

ただし、後者の場合、すみやかに、その都度、牛群検定データの修正申告を行ってください。また、その修正の期限は問 6 と同じです。

【支援金の交付対象者】

問 11：令和 5 年度中に当該事業の対象となる乳用種雄子牛の出生があったが、令和 5 年度中に離農した酪農経営体は補助対象者になりますか？

(答え) 離農した酪農経営体は補助対象者になりません。

問 12：酪農経営体が、令和 5 年度の一定期間、検定経営を休んでいる場合、補助対象者になりますか？

(答え) 補助対象者になります。

「乳用牛群検定事業検定実施方法及び基準」の 2 の (1) では、原則として検定経営の継続性を求めています。一時的な検定からの休みも想定しています。

ただし、このヌレ子事業は、令和 6 年 2 月 7 日時点で性選別精液等の使用履歴を牛群検定データで確認することとしており、その時に当該事実が牛群検定データに顕現していることが必要です。

(この場合の当該事実とは、例えば、令和 6 年 1 月末時点で検定経営を休んでいたが、2 月から復帰しても、2 月の検定が 8 日以降の場合は牛群検定データ確認期限 (2 月 7 日) に反映されないため、復帰の事実が無いこととなり補助対象外となります。注意してください。)

問 13：令和 5 年度中に、新規に牛群検定に参加した酪農経営体は、補助対象者になりますか？

(答え) 補助対象者になります。

この場合、家畜改良事業団は、補助対象牛となる乳用種雄子牛の抽出を令和 6 年 2 月 7 日付けで行うことから、この時点で牛個体識別法第 2 条第 2 項の管理者であること、酪農経営体の参加申込書が提出されていること等の要件を満たしていることが必要です。

また、各都道府県取組主体が参加申込書のとりまとめ表「事業参加者（兼 同意管理者）一覧」を作成し、家畜改良事業団へ 9 月 29 日（金）までに提出します。したがって、これ以降の新規の酪農経営体は、この一覧の修正が必要になります。問 6 と同様のスケジュールで作業をしますので、速やかに、家畜改良事業団まで連絡をください。

問 14：自家検定を行っている酪農経営体は、この支援金の交付対象者になりますか？

(答え) 支援金の交付対象者になります。

参照：「乳用牛群検定事業検定実施方法及び基準」の 4 の（1）にイに検定の種類として、自家検定を明記しています。なお、自家検定には、調整交配用精液を供与していないことから、この事業の自家検定では、性選別精液のみが対象になります。

問 15：独立行政法人家畜改良センターの個体識別情報（届出データ）の管理者等の氏名名称とこのヌレ子事業で提出した参加申込書の酪農経営体の氏名名称が異なる場合は、支援金の交付対象者になりますか？

(答え) 支援金の交付対象者になりません。

例えば、酪農経営体が親から子へ経営の代替わりを行った場合や、酪農経営体を法人化した場合などのように事情変更があった場合は、事実在即して両者が一致するように修正することが要件になります。

第一義的には、9 月末に家畜改良事業団へ提出していただく「事業参加者（兼 同意管理者）一覧」で整理します。

その後の設例のような事案を勘案し、第二義的は、家畜改良事業団へ提出する「事業参加者（兼 同意管理者）一覧」の修正は、令和 5 年 12 月 28 日を修正の最終期限日とします。これに間に合わなかったときは、補助対象になりません。

問 16：牛群検定試行（通称：お試し検定）の農家は、この支援金の交付対象者になりますか？

（答え）支援金の交付対象者になります。

【その他】

問 17：支援金の交付対象牛（乳用種雄子牛）の抽出作業のうち、性選別精液の略号を特定する際、国内産精液、外国産精液ではどのような選定作業が行なわれるのですか？

（答え）国内産性選別精液を使用した乳用種雄子牛（令和5年4月1日以降に生まれたもの。以下同じ。）については、当該性選別精液が平成30年度から令和4年度に生産されたものであること、外国産性選別精液を使用した乳用種雄子牛については、当該輸入性選別精液が平成30年度から令和5年5月までに輸入されたものであることを基準範囲にして、その略号を特定し選定作業を行います。

（令和5年11月20日 更新）